

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	県立高校再編整備計画（平成29年度～平成32年度実施計画）の策定について	高校教育課
3	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課 特別支援教育推進室

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）

山口県教育委員会表彰規則（昭和61年山口県教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、平成28年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成29年（2017年）3月23日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部（表彰規則第2条第6号）

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
長門市立俵山小学校	教諭	河村 佳彦	28年	平成29年3月16日 死亡退職

議案第2号

県立高校再編整備計画（平成29年度～平成32年度実施計画）の
策定について

県立高校再編整備計画（平成29年度～平成32年度実施計画）を別添のとおり策定する。

平成29年(2017年)3月23日

山口県教育委員会

議案第 3 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和 3 2 年山口県教育委員会規則第 2 号）
の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成 2 9 年（2017 年） 3 月 2 3 日

山 口 県 教 育 委 員 会

校	3	25	6	3	普通科	3	46			
					産業 科	3	8			
					産業科	3	16			

に改め、同表山口県立宇部総合支援学校

の項中「65」を「66」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「38」を「33」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「27」を「22」に改め、同表山口県立萩総合支援学校の項中「19」を「30」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立宇部商業高等学校の項中

商業科	3	105
情報利用技術科	3	—

「」を「」に改め、

商業科	3	105
-----	---	-----

「全日制課程情報利用技術科は、平成27年度から生徒募集を停止する。」を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「31」を「25」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「38」を「46」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「17」を「22」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「35」を「38」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「33」を「41」に改め、

同表山口県立山口南総合支援学校の項中

本校	3	25	6	3	普通科	3	51			
					産業情報科	3	8			
下関分校	3	15	6	3	産業科	3	16			

を

新旧対照表

改正案

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略)

山口県立宇部商業高等学校	宇部市	本校	商業科	3	105										
			総合情報科	3	35										

(略)

現 行

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略)

山口県立宇部商業高等学校	宇 部 市	本 校	商業科	3	105										全日制課程情報利用技術科は、平成27年度から生徒募集を停止する。
			情報利用技術科	3	—										
			総合情報科	3	40										
					35										

(略)

改正案

別表

2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部						備考
			保育年限	幼児収容定員	修業年限	修業年限	学 科	修 業 限	第1学年生徒定員	専 攻 科			
										学 科	修 業 限	第1学年生徒定員	
山口県立岩国総合支援学校	岩 国 市	本 校			6	3	普通科	3	25				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本 校			6	3	普通科	3	46				
							産業科	3	8				
山口県立周南総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	22				
山口県立徳山総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	38				
山口県立防府総合支援学校	防 府 市	本 校			6	3	普通科	3	41				
山口県立山口南総合支援学校	山 口 市	本 校	3	25	6	3	普通科	3	46				
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	16				
山口県立山口総合支援学校	山 口 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市	本 校			6	3	普通科	3	66				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下 関 市	本 校	3	15	6	3	普通科	3	30	医療科	3	8	
							保健医療科	3	8	保健医療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	22				
山口県立萩総合支援学校	萩 市	本 校			6	3	普通科	3	30				

現 行

別表

2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部 修業年限	中学部 修業年限	高等部					備考	
			保育年限	幼児収容定員			学科	修業年限	第1学年生徒定員	専攻科			
					学科	修業年限				第1学年生徒定員			
山口県立岩国総合支援学校	岩国市	本校			6	3	普通科	3	31				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立周南総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	17				
山口県立徳山総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	35				
山口県立防府総合支援学校	防府市	本校			6	3	普通科	3	33				
山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	51				
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	16				
		下関分校	3	15	6	3							
山口県立山口総合支援学校	山口市	本校			6	3	普通科	3	33				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇部市	本校			6	3	普通科	3	65				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下関市	本校	3	15	6	3	普通科	3	30	療科	3	8	
							保健療科	3	8	保健療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	27				
山口県立萩総合支援学校	萩市	本校			6	3	普通科	3	19				

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 平成27年4月に山口県立宇部商業高等学校情報利用技術科を募集停止したことに伴い、平成28年度末をもって同科の在籍者がなくなり、同科が廃止となるため。
- (2) 平成28年度末に山口県立山口南総合支援学校下関分校を廃止するため。
- (3) 特別支援学校高等部の定員の一部を変更するため。

2 改正の概要

- (1) 別表の1の表山口県立宇部商業高等学校の項のうち、情報利用技術科を削除する。
- (2) 別表の4の表山口県立山口南総合支援学校の項のうち、下関分校を削除する。
- (3) 別表の4の表岩国総合支援学校、田布施総合支援学校、周南総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、宇部総合支援学校、下関総合支援学校、豊浦総合支援学校、萩総合支援学校の高等部の定員を改める。

3 施行期日

平成29年4月1日

報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成30年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について	教 職 員 課

報告事項 1

平成30年度(2018年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、平成30年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

2 選考区分、志願区分(校種等)及び教科(科目等)

選考区分	志願区分(校種等)	教科(科目等)	
一般選考	小学校		
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽 ^{※1} 、美術 ^{※2} 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高等学校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽 ^{※3})、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、水産 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小学部	
		中学部	国語、社会、数学、理科、音楽 ^{※1} 、美術 ^{※2} 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)
		高等部	国語、地理歴史、公民、数学、理科、芸術(音楽 ^{※3} 、美術)、外国語(英語)、家庭、情報 高等部の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。
	養護教諭		
栄養教諭			
身体障害者を対象とした選考		全ての志願区分(校種等)の教科(科目等)	
教職大学院修了見込者特別選考		全ての志願区分(校種等)の教科(科目等)	
社会人特別選考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
スポーツ・芸術特別選考		中学校の保健体育 ^{※4} 、音楽 ^{※5} 、美術 高等学校の保健体育 ^{※4} 、芸術(音楽 ^{※5})	
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考		小学校	
博士号取得者特別選考		高等学校の理科	

3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。

中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあつては、一つの教科(科目等)に限り志願できます。

ただし、一般選考における中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることができます。【注】

また、以下に示す特定の教科(科目等)の組合せについては、相互に第二志願として併願することができます。

- (1) 一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽(上表中※1)
- (2) 一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術(上表中※2)
- (3) 一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)(上表中※3)
- (4) スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育(上表中※4)
- (5) スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)(上表中※5)

【注】(1)又は(2)を希望する者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bは、小学校を第二志願とすることはできません。

4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分(校種等)の受験資格をよく確認してください。

(1) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者

次の志願区分(校種等)及び教科(科目等)については、それぞれに掲げる要件を満たす者

ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。

イ 高等学校及び特別支援学校高等部の情報を志願する者は、情報の普通免許状に加え、高等学校教諭の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。

ウ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者(併願も含む。)は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状が必要です。

エ 社会人特別選考における高等学校の工業又は水産を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿掲載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(2) 受験年齢について

昭和43年4月2日以降に生まれた者

※ 第一次試験免除者Aにあつてはこの限りではありません。

(3) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) その他

各選考区分における要件に該当する者

ア 身体障害者を対象とした選考

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 介護者なしで教員としての職務の遂行が可能な者

イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に(出願時点で)教職大学院に在籍し、平成30年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

ウ 社会人特別選考

次の①又は②のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

- ① 現に(出願時点で)民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの
なお、高等学校の工業及び水産を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(1)のエ参照)
- ② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの

エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成24年4月1日以降のものに限る。

○ スポーツ分野(※)

- ① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者
 - ② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者(ただし団体戦の場合には、正選手であった者)又はその者を指導育成した実績を有する者
- ※ スポーツ分野の対象種目

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン

○ 芸術分野

- ③ 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

平成28年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

5 選考試験の試験項目

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 身体障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 実技【注2】 集団面接 特別支援教育専門【注3】	適性検査 個人面接 集団面接 小論文 実技【注4】
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門【注2】 実技 集団面接	
教職大学院修了見込者特別選考 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門 実技【注2】	
スポーツ・芸術特別選考	個人面接 集団面接	

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科（科目等）及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注3】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。

なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。

なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除

次の免除者のいずれかに該当するものが申請した場合、試験の一部を免除します。

第一次試験免除者A	<p>○昨年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>平成29年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（平成29年度と同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)を志願する場合に限ります。）。</p>
第一次試験免除者B	<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。</p> <p>① 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）</p> <p>② 他の都道府県において、平成29年3月31日現在、継続して3年以上の国公立学校の勤務経験（出願する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有する者</p> <p>③ ②の勤務経験と同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願する者</p>
教職専門免除者A	<p>○「第一次試験免除者B」以外の、他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）については、第一次試験の教職専門を免除します。</p>
教職専門免除者B	<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次の①～③のいずれかに掲げる者として、過去3年間（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <p>① 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>③ 山口大学教育学部附属学校（小学校、中学校及び特別支援学校）の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。）</p> <p>ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。</p>

7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

（1）発表日（配布開始日）

平成29年5月11日（木）予定

（2）配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京営業本部、山口県大阪営業本部、山口県内各市町教育委員会

（3）郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は65円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。
請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（☎083-933-4550）

8 志願書類の受付等

（1）受付窓口（提出先）

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

（2）受付期間

平成29年5月12日（金）～6月2日（金）

（3）出願時の留意事項

（持参する場合）

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。ただし土日は除きます。

（郵送する場合）

平成29年6月2日（金）の消印のものまで受け付けます。

（インターネットによる場合）

一般選考（一部を除く。）及び山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に限り、出願ができます。

なお、平成29年5月12日（金）午前9時～5月26日（金）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

（4）身体に障害がある志願者への受験時の配慮

身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技試験の免除、車椅子の使用や点字及び拡大文字、手話通訳による受験等の配慮をしますので、出願時に志願書に記載するとともに、教職員課まで連絡してください。

9 選考試験の期日及び会場

（1）第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期 日	平成29年7月15日（土）、16日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 國學院大學たまプラーザキャンパス（東京会場）【注1】

【注1】東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

○一般選考（小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産））

○教職大学院修了見込者特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））

○社会人特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））

○山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

○博士号取得者特別選考

【注2】スポーツ・芸術特別選考及び身体障害者を対象とした選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期 日	小 学 校：平成29年8月19日(土)～22日(火) (※予備日：8月26日(土)、27日(日)) 上記以外の志願区分(校種等)：平成29年8月19日(土)、20日(日)
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 山口県立山口農業高等学校

10 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、平成29年8月8日(火)に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果(採用候補者名簿登載予定者)の発表は、平成29年10月4日(水)に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、平成30年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 教員免許状を所有する者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「平成30年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 平成30年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成32年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成32年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成32年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 平成30年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成31年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成31年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成31年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

11 主な変更点

○ 教職大学院修了見込者特別選考の新設

全ての志願区分(校種等)の志願者で、受験資格に示す要件を満たす者のうち、現に(出願時点で)教職大学院に在籍し、平成30年3月31日までに教職大学院を修了見込みのものに対する特別選考を実施することとし、第一次試験の教職専門及び集団面接を免除します。

